

平成 29 年度

北 九 州 市 予 算



## 目 次

	頁
<b>一 般 会 計</b>	
一 般 会 計 予 算 .....	1
<b>特 別 会 計</b>	
国民健康保険特別会計予算 .....	25
食肉センター特別会計予算 .....	31
卸売市場特別会計予算 .....	35
渡船特別会計予算 .....	39
競輪、競艇特別会計予算 .....	43
土地区画整理特別会計予算 .....	49
土地区画整理事業清算特別会計予算 .....	53
港湾整備特別会計予算 .....	57
公債償還特別会計予算 .....	63
住宅新築資金等貸付特別会計予算 .....	67
土地取得特別会計予算 .....	71
駐車場特別会計予算 .....	75
母子父子寡婦福祉資金特別会計予算 .....	79
産業用地整備特別会計予算 .....	83

漁業集落排水特別會計予算	87
介護保険特別會計予算	91
空港関連用地整備特別會計予算	99
学術研究都市土地区画整理特別會計予算	103
臨海部産業用地貸付特別會計予算	107
後期高齢者医療特別會計予算	109
市民太陽光発電所特別會計予算	115
上水道事業會計予算	119
工業用水道事業會計予算	125
交通事業會計予算	129
病院事業會計予算	133
下水道事業會計予算	139

# 一 般 会 計



## 平成29年度 北 九 州 市 一 般 会 計 予 算

平成29年度北九州市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 562,849,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

### (債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

### (地 方 債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

### (一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、85,000,000千円とする。

### (歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成29年 2 月22日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
1 市 税		千円 158,484,300
	1 市 民 税	60,315,000
	2 固 定 資 産 税	69,204,000
	3 軽 自 動 車 税	1,838,300
	4 市 た ば こ 税	7,496,000
	5 鉱 産 税	27,000
	6 特 別 土 地 保 有 税	5,000
	7 入 湯 税	24,000
	8 事 業 所 税	7,187,000
	9 都 市 計 画 税	11,819,000
	10 環 境 未 来 税	569,000

款	項	金 額
2 地方譲与税		千円 <b>3,171,000</b>
	1 自動車重量譲与税	1,485,000
	2 特別とん譲与税	370,000
	3 航空機燃料譲与税	20,000
	4 地方揮発油譲与税	1,215,000
	5 石油ガス譲与税	81,000
3 利子割交付金		<b>211,000</b>
	1 利子割交付金	211,000
4 配当割交付金		<b>342,000</b>
	1 配当割交付金	342,000
5 株式等譲渡所得割交付金		<b>348,000</b>
	1 株式等譲渡所得割交付金	348,000

6	分離課税所得割交付金		153,000
	1	分離課税所得割交付金	153,000
7	県民税所得割臨時交付金		15,155,000
	1	県民税所得割臨時交付金	15,155,000
8	地方消費税交付金		16,936,000
	1	地方消費税交付金	16,936,000
9	ゴルフ場利用税交付金		46,000
	1	ゴルフ場利用税交付金	46,000
10	自動車取得税交付金		779,000
	1	自動車取得税交付金	779,000
11	軽油引取税交付金		6,505,000
	1	軽油引取税交付金	6,505,000
12	国有提供施設等 所在市町村助成交付金		25,000

款	項	金額
	1 国有提供施設等 所在市町村助成交付金	25,000 <sup>千円</sup>
13 地方特例交付金		570,000
	1 地方特例交付金	570,000
14 地方交付税		59,000,000
	1 地方交付税	59,000,000
15 交通安全対策特別交付金		420,000
	1 交通安全対策特別交付金	420,000
16 分担金及び負担金		5,019,159
	1 負担金	5,019,159
17 使用料及び手数料		16,622,566
	1 使用料	11,907,888
	2 手数料	4,714,678

18 国 庫 支 出 金		102,244,876
	1 国 庫 負 担 金	84,297,361
	2 国 庫 補 助 金	17,537,472
	3 委 託 金	410,043
19 県 支 出 金		25,837,016
	1 県 負 担 金	20,402,897
	2 県 補 助 金	4,011,254
	3 委 託 金	1,422,865
20 財 産 収 入		4,718,043
	1 財 産 運 用 収 入	826,640
	2 財 産 売 払 収 入	3,891,403
21 寄 附 金		542,824
	1 寄 附 金	542,824

款	項	金 額
22 繰 入 金		千円 <b>15,313,824</b>
	1 特 別 会 計 繰 入 金	136,383
	2 基 金 繰 入 金	15,177,441
23 繰 越 金		<b>10</b>
	1 繰 越 金	10
24 諸 収 入		<b>67,764,682</b>
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	182,928
	2 市 預 金 利 子	1,186
	3 貸 付 金 元 利 収 入	51,976,855
	4 受 託 事 業 収 入	161,562
	5 収 益 事 業 収 入	7,500,000
	6 雑 入	7,942,151

25 市	債		62,640,700	
		1 市	債	62,640,700
歳	入	合	計	562,849,000

## 歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		1,688,593 <sup>千円</sup>
	1 議 会 費	1,688,593
2 総 務 費		41,148,517
	1 総 務 職 員 費	18,699,848
	2 総 務 管 理 費	3,701,293
	3 企 画 費	12,040,862
	4 市 民 費	3,983,961
	5 徴 税 費	1,502,757
	6 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	575,791
	7 選 挙 費	127,178
	8 統 計 調 査 費	26,245

	9 人 事 委 員 会 費	223,990
	10 監 査 委 員 費	266,592
<b>3 保 健 福 祉 費</b>		<b>155,425,089</b>
	1 保 健 福 祉 職 員 費	8,413,970
	2 社 会 福 祉 費	59,546,687
	3 公 衆 衛 生 費	5,972,936
	4 環 境 衛 生 費	944,100
	5 保 健 所 費	1,003,411
	6 生 活 保 護 費	46,948,563
	7 災 害 救 助 費	6,658
	8 繰 出 金	32,588,764
<b>4 子 ども 家 庭 費</b>		<b>67,370,758</b>
	1 子 ども 家 庭 職 員 費	4,798,029

款	項	金額
	2 子 ども 家 庭 費	62,549,577 <sup>千円</sup>
	3 繰 出 金	23,152
<b>5 環 境 費</b>		<b>15,414,264</b>
	1 環 境 職 員 費	4,021,113
	2 環 境 費	11,393,151
<b>6 労 働 費</b>		<b>487,320</b>
	1 労 働 諸 費	487,320
<b>7 農 林 水 産 業 費</b>		<b>1,998,921</b>
	1 農 林 水 産 業 職 員 費	614,192
	2 農 業 費	684,926
	3 林 業 費	147,639
	4 水 産 業 費	529,118

	5 繰 出 金	23,046
<b>8 産 業 経 済 費</b>		<b>60,278,882</b>
	1 産 業 経 済 職 員 費	1,709,837
	2 産 業 学 術 費	56,730,312
	3 観 光 振 興 費	1,559,036
	4 繰 出 金	279,697
<b>9 土 木 費</b>		<b>38,010,288</b>
	1 土 木 職 員 費	4,688,327
	2 土 木 管 理 費	1,104,256
	3 道 路 橋 り よ う 費	13,842,718
	4 河 川 費	2,255,526
	5 都 市 計 画 費	15,265,814
	6 繰 出 金	853,647

款	項	金 額
10 港 灣 費		6,204,968 <sup>千円</sup>
	1 港 灣 職 員 費	1,322,567
	2 港 灣 管 理 費	953,904
	3 港 灣 整 備 費	3,796,997
	4 埋 立 費	131,500
11 建 築 行 政 費		9,109,935
	1 建 築 職 員 費	1,737,999
	2 建 築 管 理 費	4,391,823
	3 住 宅 建 設 費	2,980,113
12 消 防 費		12,186,943
	1 消 防 費	12,186,943
13 教 育 費		70,852,749

	1 教 育 職 員 費	54,038,463
	2 教 育 總 務 費	1,802,857
	3 小 学 校 費	6,894,950
	4 中 学 校 費	4,611,016
	5 高 等 学 校 費	159,117
	6 特 別 支 援 学 校 費	697,608
	7 幼 稚 園 費	106,482
	8 專 修 各 種 学 校 費	51,545
	9 社 会 教 育 費	1,785,314
	10 保 健 体 育 費	705,397
14 災 害 復 旧 費		926
	1 鉦 害 復 旧 費	926
15 諸 支 出 金		82,370,847

款	項	金額
	1 公債償還特別会計繰出金	67,925,237 <sup>千円</sup>
	2 公 営 企 業 費	10,496,610
	3 基 金 積 立 金	3,949,000
16 予 備 費		300,000
	1 予 備 費	300,000
歳 出	合 計	562,849,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
情報システム管理・運用事業	自 平成30年度 至 平成32年度	千円 38,400
職員研修業務委託事業	自 平成30年度 至 平成32年度	93,200
市政テレビ制作及び放送委託経費	自 平成30年度 至 平成31年度	156,300
メールセンター管理運営経費	自 平成30年度 至 平成32年度	59,000
区役所電話交換設備リース経費	自 平成30年度 至 平成36年度	98,700
行政情報検索サービス経費	平成30年度	11,600
総務事務センター委託経費	自 平成30年度 至 平成32年度	7,200
庁内イントラネット管理・運用事業	自 平成30年度 至 平成33年度	689,000
自治体情報セキュリティ対策事業	自 平成30年度 至 平成33年度	827,800
I C T インフラ整備運用事業	自 平成30年度 至 平成34年度	329,000
児童文学の顕彰事業	平成30年度	32,000

事 項	期 間	限 度 額
公用車リース経費(美術館シャトルバス)	自 平成30年度 至 平成34年度	千円 6,100
市民センターAED更新事業	自 平成30年度 至 平成34年度	43,300
市民税・県民税特別徴収税額通知書作成経費	自 平成30年度 至 平成31年度	14,800
市民税・県民税納税通知書作成経費	自 平成30年度 至 平成31年度	11,000
固定資産税納税通知書作成経費	平成30年度	6,000
軽自動車税関連業務集約事業	自 平成30年度 至 平成31年度	18,800
市税証明書コンビニ交付導入経費	平成30年度	3,100
住民基本台帳ネットワーク関連機器リース経費	自 平成30年度 至 平成33年度	17,400
国保年金課窓口等業務改善事業	平成30年度	8,100
総合療育センター再整備事業	平成30年度	546,000
斎場大規模改修事業	平成30年度	301,000
火葬業務民間委託事業	自 平成30年度 至 平成33年度	365,000

公用車リース経費（監査指導業務）	自 平成 30 年 度 至 平成 34 年 度	1,200
公立直営保育所給食調理業務民間委託事業	自 平成 30 年 度 至 平成 34 年 度	233,000
放課後児童クラブ整備リース経費	自 平成 30 年 度 至 平成 34 年 度	5,700
かなだ少年支援室大規模改修事業	平成 30 年 度	57,000
子ども・若者応援センター「YELL」運営委託経費	自 平成 30 年 度 至 平成 31 年 度	46,400
公用車リース経費（環境センター職員指導業務）	自 平成 30 年 度 至 平成 35 年 度	2,600
公用車における次世代自動車普及事業	自 平成 30 年 度 至 平成 34 年 度	85,300
理化学機器リース事業	自 平成 30 年 度 至 平成 37 年 度	28,300
ごみ収集指定袋制実施事業	平成 30 年 度	126,500
ごみ収集指定袋制実施事業（保管配送）	自 平成 30 年 度 至 平成 32 年 度	96,400
公用車リース経費（焼却工場管理業務）	自 平成 30 年 度 至 平成 35 年 度	2,100
新日明工場等建設事業	平成 30 年 度	6,300
若者ワークプラザ北九州求人求職者 情報システム運用保守事業	自 平成 30 年 度 至 平成 33 年 度	6,600

事 項	期 間	限 度 額
北九州産業技術保存継承センター管理運営事業	自 平成 30 年 度 至 平成 33 年 度	49,300 <sup>千円</sup>
北九州学術研究都市教育系システム等リース経費	自 平成 30 年 度 至 平成 34 年 度	221,000
道路維持事業(国道322号(第二金辺トンネル))	平成 30 年 度	60,000
街 路 事 業 ( 砂 津 長 浜 線 )	平成 30 年 度	450,000
街 路 事 業 ( 城 山 西 線 )	自 平成 30 年 度 至 平成 32 年 度	330,000
公用車リース経費(港湾空港局)	自 平成 30 年 度 至 平成 35 年 度	30,900
市営住宅における火災警報器更新経費	自 平成 30 年 度 至 平成 38 年 度	148,100
市営住宅整備事業((仮称)横代南団地ほか)	平成 30 年 度	1,028,000
市 営 住 宅 整 備 事 業 ( 萩 原 団 地 )	自 平成 30 年 度 至 平成 31 年 度	464,000
あんしん通報システム運用事業(障害者分)	自 平成 30 年 度 至 平成 33 年 度	3,100
公用車リース経費(火薬類取締法等検査業務)	自 平成 30 年 度 至 平成 34 年 度	1,100
門 司 消 防 署 建 替 新 築 事 業	平成 30 年 度	629,000

公用車リース経費（消防業務）	自平成30年度 至平成35年度	11,900
教職員人事給与システム運用保守等事業	自平成30年度 至平成33年度	188,000
パソコン整備事業（小学校）	自平成30年度 至平成36年度	832,700
学校給食調理業務民間委託事業（小学校）	自平成30年度 至平成34年度	344,600
子どもひまわり学習塾事業（小学校）	自平成30年度 至平成31年度	14,200
小学校外国語活動補助事業	平成30年度	176,400
小学校建設事業	平成30年度	240,700
小学校建設事業	自平成30年度 至平成31年度	5,300
小学校建設事業	自平成30年度 至平成34年度	79,000
パソコン整備事業（中学校）	自平成30年度 至平成36年度	306,800
学校給食調理業務民間委託事業（中学校）	自平成30年度 至平成34年度	136,600
子どもひまわり学習塾事業（中学校）	自平成30年度 至平成31年度	2,600
中学校・高等学校外国語指導助手配置事業	平成30年度	93,300

事 項	期 間	限 度 額
中 学 校 建 設 事 業	自 平 成 30 年 度 至 平 成 32 年 度	14,000 <sup>千円</sup>
中 学 校 建 設 事 業	自 平 成 30 年 度 至 平 成 33 年 度	5,900
中 学 校 建 設 事 業	自 平 成 30 年 度 至 平 成 34 年 度	97,200
特別支援学校スクールバス購入経費	自 平 成 30 年 度 至 平 成 31 年 度	30,000
特別支援学校スクールバス運行委託	自 平 成 30 年 度 至 平 成 32 年 度	155,000
電話設備整備事業(高等理容美容学校)	自 平 成 30 年 度 至 平 成 36 年 度	1,300
子 ども 図 書 館 整 備 事 業	平 成 30 年 度	351,000
図 書 館 電 算 関 係 運 営 経 費	自 平 成 30 年 度 至 平 成 34 年 度	118,800
本 の 通 帳 シ ス テ ム 整 備 事 業	自 平 成 30 年 度 至 平 成 34 年 度	30,000
平成29年度における地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務	自 平 成 29 年 度 至 平 成 39 年 度	元金 1,176,000,000千円及び利子相当額
福岡北九州高速道路公社の民間借入金(元利金)に対する債務保証(借換え資金)	自 平 成 29 年 度 至 平 成 49 年 度	借入金 15,054,000千円及び利子相当額

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
議会施設建設事業	千円 1,000	証書借入 又は 証券発行 (他の地方 公共団体 との共同 発行を含む。)	8.5 以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金及び地方公共団体 金融機構資金につい て、利率の見直しを行 った後においては、当 該見直し後の利率)	30年(据置期間を含む。)以内に元利均等そ の他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、 償還年限を短縮し、また低利債に借換すること ができるものとし、借入先の融通条件がある ときは、これに従うことができる。
総務施設建設事業	1,463,400			
保健福祉施設建設事業	3,068,000			
子ども家庭施設建設事業	499,400			
環境施設建設事業	427,000			
農林水産施設建設事業	143,200			
産業経済施設建設事業	170,000			
土木施設建設事業	13,472,400			
港湾施設建設事業	2,661,900			
建築行政施設建設事業	1,684,000			
消防施設建設事業	1,066,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
教育施設建設事業	千円 1,276,400		%	
退職手当	3,708,000			
臨時財政対策債	33,000,000			

# 特 別 会 計



## 平成29年度 北九州市国民健康保険特別会計予算

平成29年度北九州市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 132,024,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

### (債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

平成29年 2 月22日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険料		17,414,321 <sup>千円</sup>
	1 国民健康保険料	17,414,321
2 使用料及び手数料		10
	1 手 数 料	10
3 国庫支出金		28,485,521
	1 国庫負担金	20,050,877
	2 国庫補助金	8,434,644
4 療養給付費交付金		1,809,337
	1 療養給付費交付金	1,809,337
5 前期高齢者交付金		31,056,519
	1 前期高齢者交付金	31,056,519

6	県支出金		6,209,686	
		1	県負担金	1,371,175
		2	県補助金	4,838,511
7	共同事業交付金		32,474,176	
		1	共同事業交付金	32,474,176
8	繰入金		14,397,000	
		1	繰入金	14,397,000
9	繰越金		10	
		1	繰越金	10
10	諸収入		177,420	
		1	延滞金加算金及び過料	3,050
		2	雑収入	174,370
歳入合計			132,024,000	

## 歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		1,806,501 <sup>千円</sup>
	1 総 務 管 理 費	1,806,501
2 保 険 給 付 費		79,395,860
	1 保 険 給 付 費	79,395,860
3 後 期 高 齢 者 支 援 金		12,255,815
	1 後 期 高 齢 者 支 援 金	12,255,815
4 前 期 高 齢 者 納 付 金		44,355
	1 前 期 高 齢 者 納 付 金	44,355
5 老 人 保 健 拠 出 金		260
	1 老 人 保 健 拠 出 金	260
6 介 護 納 付 金		4,343,553

	1 介 護 納 付 金	4,343,553
7 共 同 事 業 拠 出 金		32,780,451
	1 共 同 事 業 拠 出 金	32,780,451
8 保 健 事 業 費		920,235
	1 保 健 事 業 費	920,235
9 諸 支 出 金		126,970
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	47,570
	2 繰 出 金	79,400
10 予 備 費		350,000
	1 予 備 費	350,000
歳 出	合 計	132,024,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
国保年金課窓口等業務改善事業	平成30年度	32,700 <sup>千円</sup>

議案第 3 号

## 平成29年度 北九州市食肉センター特別会計予算

平成29年度北九州市の食肉センター特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 307,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成29年 2 月22日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 83,541
	1 使用料	83,541
2 繰入金		180,167
	1 繰入金	180,167
3 繰越金		8,000
	1 繰越金	8,000
4 諸収入		35,292
	1 貸付金収入	10,000
	2 雑収入	25,292
歳 入 合 計		307,000

歳 出

款	項	金 額
1 食肉センター費		306,800 <small>千円</small>
	1 食肉センター費	274,027
	2 繰出金	32,773
2 予備費		200
	1 予備費	200
歳 出 合 計		307,000



## 平成29年度 北九州市卸売市場特別会計予算

平成29年度北九州市の卸売市場特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 875,700千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

### (地 方 債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成29年 2 月22日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 438,018
	1 使用料	438,018
2 繰入金		15,979
	1 繰入金	15,979
3 繰越金		45,000
	1 繰越金	45,000
4 諸収入		157,703
	1 雑収入	157,703
5 市債		219,000
	1 市債	219,000
歳 入	合 計	875,700

歳 出

款	項	金 額
1 卸 売 市 場 費		873,700 <small>千円</small>
	1 卸 売 市 場 費	824,172
	2 繰 出 金	49,528
2 予 備 費		2,000
	1 予 備 費	2,000
歳 出 合 計		875,700

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
卸売市場施設整備事業	千円 219,000	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、また低利債に借換することができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

議案第 5 号

## 平成29年度 北九州市 渡船特別会計予算

平成29年度北九州市の渡船特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 339,300千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成29年 2 月22日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 65,772
	1 使用料	65,727
	2 手数料	45
2 国庫支出金		807
	1 国庫補助金	807
3 財産収入		1,714
	1 財産運用収入	1,714
4 繰入金		253,448
	1 繰入金	253,448
5 繰越金		16,000
	1 繰越金	16,000

6 諸 収 入		1,559
	1 雑 入	1,559
歳 入	合 計	339,300

歳 出

款	項	金 額
1 渡 船 事 業 費		339,100 <small>千円</small>
	1 渡 船 事 業 費	329,758
	2 繰 出 金	9,342
2 予 備 費		200
	1 予 備 費	200
歳 出	合 計	339,300



## 平成29年度 北九州市競輪、競艇特別会計予算

平成29年度北九州市の競輪、競艇特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 125,262,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

### (債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

平成29年 2 月22日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
1 競輪事業収入		千円 26,290,203
	1 車券発売金	25,740,000
	2 勝者投票収入	10
	3 諸収入	550,193
2 競艇事業収入		94,871,777
	1 舟券発売金	76,632,000
	2 勝舟投票収入	10
	3 諸収入	18,239,767
3 財産収入		20
	1 財産運用収入	10
	2 財産売却収入	10

4	繰	入	金		2,400,000		
				1	繰	入	金
5	繰	越	金		1,700,000		
				1	繰	越	金
歳				入	合	計	125,262,000

## 歲 出

款	項	金 額
1 競 輪 事 業 費		25,871,746 <small>千円</small>
	1 競 輪 費	25,871,746
2 競 艇 事 業 費		94,718,722
	1 競 艇 費	94,718,722
3 諸 支 出 金		4,651,532
	1 繰 出 金	4,651,522
	2 競 輪 競 艇 整 備 積 立 金	10
4 予 備 費		20,000
	1 予 備 費	20,000
歲 出	合 計	125,262,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
ナ イ タ ー 電 源 設 備 整 備 事 業 ( 若 松 競 艇 場 )	平成30年度	412,000 <sup>千円</sup>



## 平成29年度 北九州市土地区画整理特別会計予算

平成29年度北九州市の土地区画整理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,724,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

### (地 方 債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成29年 2 月22日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円 2,713
	1 使用料	2,703
	2 手数料	10
2 国庫支出金		396,230
	1 国庫補助金	396,230
3 財産収入		4,829
	1 財産貸付収入	4,829
4 繰入金		508,528
	1 繰入金	508,528
5 繰越金		90,000
	1 繰越金	90,000

6	市	債		721,700
	1	市	債	721,700
歳入合計				1,724,000

歳出

款	項	金額
1	土地区画整理事業費	1,724,000 <sup>千円</sup>
	1 土地区画整理事業費	1,336,244
	2 繰出金	387,756
歳出合計		1,724,000

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土地区画整理事業	千円 721,700	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、また低利債に借換することができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

議案第 8 号

## 平成29年度 北九州市土地区画整理事業清算特別会計予算

平成29年度北九州市の土地区画整理事業清算特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,100千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成29年 2 月22日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
1 清算徴収金		240 <sup>千円</sup>
	1 清算徴収金	240
2 繰越金		850
	1 繰越金	850
3 諸収入		10
	1 雑収入	10
歳 入	合 計	1,100

歳 出

款	項	金 額
1 土地区画整理事業清算費		1,100 <small>千円</small>
	1 土地区画整理事業清算費	300
	2 繰 出 金	800
歳 出 合 計		1,100



## 平成29年度 北九州市港湾整備特別会計予算

平成29年度北九州市の港湾整備特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4,922,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

### (債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

### (地 方 債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

平成29年 2 月22日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 2,461,541
	1 使用料	2,461,541
2 財産収入		1,117,797
	1 財産運用収入	187,371
	2 財産売却収入	930,426
3 繰入金		24,719
	1 特別会計繰入金	24,719
4 繰越金		10
	1 繰越金	10
5 諸収入		76,933
	1 延滞金加算金及び過料	10

	2 雜 入	76,923
6 市 債		1,241,000
	1 市 債	1,241,000
歲 入 合 計		4,922,000

## 歳 出

款	項	金 額
1 港湾整備事業費		4,917,000 <small>千円</small>
	1 機能施設事業費	2,227,646
	2 繰出金	2,310,955
	3 基金積立金	378,399
2 予備費		5,000
	1 予備費	5,000
歳 出 合 計		4,922,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
太刀浦第2コンテナターミナル チェッキングブリッジ更新経費	平成30年度	116,000 <sup>千円</sup>

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
機能施設事業	1,241,000 <sup>千円</sup>	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	40年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、また低利債に借換することができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。



## 平成29年度 北九州市公債償還特別会計予算

平成29年度北九州市の公債償還特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 175,947,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

### (地 方 債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成29年2月22日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		123,152,000 <sup>千円</sup>
	1 繰 入 金	123,152,000
2 市 債		52,795,000
	1 市 債	52,795,000
歳 入	合 計	175,947,000

歳 出

款	項	金 額
1 公 債 費		173,900,858 <sup>千円</sup>
	1 公 債 費	173,900,858
2 繰 出 金		2,046,142
	1 繰 出 金	2,046,142
歳 出 合 計		175,947,000

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	千円 52,795,000	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	% 8.5 以内	30年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、また低利債に借換することができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

議案第 11 号

## 平成29年度 北九州市住宅新築資金等貸付特別会計予算

平成29年度北九州市の住宅新築資金等貸付特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 19,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成29年 2 月22日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
1 県 支 出 金		千円 662
	1 県 補 助 金	662
2 繰 越 金		10
	1 繰 越 金	10
3 諸 収 入		18,328
	1 貸 付 金 元 利 収 入	17,818
	2 雑 入	510
歳 入	合 計	19,000

歳 出

款	項	金 額
1 住宅新築資金等貸付事業費		19,000 <sup>千円</sup>
	1 住宅新築資金等貸付事業費	3,312
	2 繰 出 金	15,688
歳 出	合 計	19,000



## 平成29年度 北九州市土地取得特別会計予算

平成29年度北九州市の土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4,619,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

### (地 方 債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成29年2月22日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
1 財 産 収 入		1,216,320 <sup>千円</sup>
	1 財 産 運 用 収 入	10
	2 財 産 売 払 収 入	1,216,310
2 繰 入 金		78,980
	1 繰 入 金	78,980
3 市 債		3,323,700
	1 市 債	3,323,700
歳 入	合 計	4,619,000

歳 出

款	項	金 額
1 土地先行取得費		4,619,000 <sup>千円</sup>
	1 土地先行取得費	3,325,000
	2 繰 出 金	1,294,000
歳 出	合 計	4,619,000

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
土地先行取得事業	千円 3,323,700	証書借入 又は 証券発行 (他の地方 公共団体 との共同 発行を含 む。)	8.5 以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金及び地方公共団体 金融機構資金につい て、利率の見直しを行 った後においては、当 該見直し後の利率)	30年（据置期間を含む。）以内に元利均等そ の他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、 償還年限を短縮し、また低利債に借換するこ とができるものとし、借入先の融通条件がある ときは、これに従うことができる。



議案第 13 号

## 平成29年度 北九州市 駐車場特別会計予算

平成29年度北九州市の駐車場特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 358,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成29年 2 月22日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		342,238 <sup>千円</sup>
	1 使用料	342,238
2 繰越金		15,310
	1 繰越金	15,310
3 諸収入		452
	1 雑収入	452
歳入	合計	358,000

歳 出

款	項	金 額
1 駐 車 場 事 業 費		357,500 <small>千円</small>
	1 駐 車 場 事 業 費	187,237
	2 繰 出 金	170,263
2 予 備 費		500
	1 予 備 費	500
歳 出 合 計		358,000



議案第 14 号

## 平成29年度 北九州市母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

平成29年度北九州市の母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 577,400千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成29年 2 月22日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 23,152
	1 繰 入 金	23,152
2 繰 越 金		165,361
	1 繰 越 金	165,361
3 諸 収 入		388,887
	1 貸 付 金 元 利 収 入	388,887
歳 入	合 計	577,400

歳 出

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		577,400 <small>千円</small>
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	378,811
	2 繰 出 金	198,589
歳 出	合 計	577,400



議案第 15 号

## 平成29年度 北九州市産業用地整備特別会計予算

平成29年度北九州市の産業用地整備特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 632,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成29年 2 月22日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
1 財 産 収 入		434,878 <sup>千円</sup>
	1 財 産 運 用 収 入	18,878
	2 財 産 売 払 収 入	416,000
2 繰 越 金		197,122
	1 繰 越 金	197,122
歳 入	合 計	632,000

歳 出

款	項	金 額
1 産業用地整備事業費		632,000 <sup>千円</sup>
	1 産業用地整備事業費	579,392
	2 繰 出 金	52,608
歳 出 合 計		632,000



議案第 16 号

## 平成29年度 北九州市漁業集落排水特別会計予算

平成29年度北九州市の漁業集落排水特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 33,200千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成29年 2 月22日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		10 <small>千円</small>
	1 分 担 金	10
2 使用料及び手数料		3,040
	1 使 用 料	3,040
3 繰 入 金		23,046
	1 繰 入 金	23,046
4 繰 越 金		7,010
	1 繰 越 金	7,010
5 諸 収 入		94
	1 貸 付 金 収 入	84
	2 雑 収 入	10

歲 入 合 計	33,200
---------	--------

歲 出

款	項	金 額
1 漁 業 集 落 排 水 費		32,200 <small>千円</small>
	1 漁 業 集 落 排 水 費	21,160
	2 繰 出 金	11,040
2 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歲 出 合 計		33,200



## 平成29年度 北九州市介護保険特別会計予算

平成29年度北九州市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 98,361,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

### (債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

### (地 方 債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

平成29年2月22日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 介 護 保 険 料		17,535,850 <sup>千円</sup>
	1 介 護 保 険 料	17,535,850
2 使 用 料 及 び 手 数 料		9,313
	1 手 数 料	9,313
3 国 庫 支 出 金		23,869,807
	1 国 庫 負 担 金	16,375,958
	2 国 庫 補 助 金	7,493,849
4 支 払 基 金 交 付 金		26,239,906
	1 支 払 基 金 交 付 金	26,239,906
5 県 支 出 金		13,737,385
	1 県 負 担 金	13,006,011

	2 財政安定化基金支出金	10
	3 県補助金	731,364
<b>6 財産収入</b>		<b>5,680</b>
	1 財産運用収入	5,670
	2 財産売却収入	10
<b>7 寄附金</b>		<b>10</b>
	1 寄附金	10
<b>8 繰入金</b>		<b>15,818,021</b>
	1 一般会計繰入金	14,101,424
	2 基金繰入金	1,716,597
<b>9 繰越金</b>		<b>714,121</b>
	1 繰越金	714,121
<b>10 諸収入</b>		<b>3,847</b>

款	項	金額
	1 延滞金加算金及び過料	10 <small>千円</small>
	2 雑入	3,837
11 市債		10
	1 財政安定化基金貸付金	10
12 介護予防ケアマネジメント 事業費収入		427,050
	1 介護予防サービス計画費収入	362,441
	2 介護予防ケアマネジメント 事業繰入金	10
	3 介護予防ケアマネジメント 事業繰越金	64,599
歳入	合計	98,361,000

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		2,349,920 <sup>千円</sup>
	1 総 務 管 理 費	1,380,420
	2 介 護 認 定 費	969,500
2 保 険 給 付 費		90,405,998
	1 介 護 サービス等諸費	90,405,998
3 地 域 支 援 事 業 費		4,941,562
	1 地 域 支 援 事 業 費	4,941,562
4 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金		10
	1 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	10
5 基 金 積 立 金		5,660
	1 基 金 積 立 金	5,660

款	項	金額
6 諸 支 出 金		30,800 <sup>千円</sup>
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	30,800
7 予 備 費		200,000
	1 予 備 費	200,000
8 介 護 予 防 ケ ア マ ネ ジ メ ン ト 事 業 費		427,050
	1 介 護 予 防 サ ー ビ ス 計 画 等 諸 費	427,050
歳 出	合 計	98,361,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
あんしん通報システム運用事業 (高齢者分)	自平成30年度 至平成33年度	254,500 <sup>千円</sup>

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
財政安定化基金事業	10 <sup>千円</sup>	証書借入	無利子	福岡県介護保険財政安定化基金条例第8条又は第10条第2項の規定により償還する。



## 平成29年度 北九州市空港関連用地整備特別会計予算

平成29年度北九州市の空港関連用地整備特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,200千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成29年 2 月22日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
1 財 産 収 入		10 <sup>千円</sup>
	1 財 産 売 払 収 入	10
2 繰 越 金		3,180
	1 繰 越 金	3,180
3 諸 収 入		10
	1 雑 入	10
歳 入	合 計	3,200

歳 出

款	項	金 額
1 空港関連用地整備事業費		3,200 <small>千円</small>
	1 空港関連用地整備事業費	3,060
	2 繰 出 金	140
歳 出 合 計		3,200



## 平成29年度 北九州市学術研究都市土地区画整理特別会計予算

平成29年度北九州市の学術研究都市土地区画整理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,703,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成29年 2 月22日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		10 <sup>千円</sup>
	1 手数料	10
2 財産収入		777,040
	1 財産売払収入	777,040
3 繰入金		276,409
	1 繰入金	276,409
4 繰越金		1,649,531
	1 繰越金	1,649,531
5 諸収入		10
	1 雑収入	10
歳入	合計	2,703,000

歳 出

款	項	金 額
1 土地区画整理事業費		2,703,000 <sup>千円</sup>
	1 土地区画整理事業費	825,880
	2 繰 出 金	1,877,120
歳 出	合 計	2,703,000



議案第 20 号

## 平成29年度 北九州市臨海部産業用地貸付特別会計予算

平成29年度北九州市の臨海部産業用地貸付特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 445,600千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成29年 2 月22日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 財 産 収 入		445,600 <sup>千円</sup>
	1 財 産 運 用 収 入	445,600
歳 入 合 計		445,600

歳 出

款	項	金 額
1 臨海部産業用地貸付事業費		445,600 <sup>千円</sup>
	1 臨海部産業用地貸付事業費	445,600
歳 出 合 計		445,600

## 平成29年度 北九州市後期高齢者医療特別会計予算

平成29年度北九州市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 15,871,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

### (債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

平成29年 2 月22日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		11,425,797 <sup>千円</sup>
	1 後期高齢者医療保険料	11,425,797
2 使用料及び手数料		100
	1 手数料	100
3 繰入金		3,910,163
	1 繰入金	3,910,163
4 繰越金		534,375
	1 繰越金	534,375
5 諸収入		565
	1 延滞金及び過料	20
	2 償還金及び還付加算金	241

	3 雑 入	304
歳 入	合 計	15,871,000

## 歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		493,323 <sup>千円</sup>
	1 総 務 管 理 費	374,337
	2 徴 収 費	118,986
2 後 期 高 齢 者 医 療 金 広 域 連 合 納 付 金		15,308,027
	1 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金	15,308,027
3 諸 支 出 金		19,650
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	19,650
4 予 備 費		50,000
	1 予 備 費	50,000
歳 出	合 計	15,871,000

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
国保年金課窓口等業務改善事業	平成 30 年度	<div style="text-align: right;"> <small>千円</small>                      6,500                 </div>



議案第 22 号

## 平成29年度 北九州市市民太陽光発電所特別会計予算

平成29年度北九州市の市民太陽光発電所特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 81,600千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成29年 2 月22日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
1 発 電 収 入		65,327 <sup>千円</sup>
	1 発 電 収 入	65,327
2 繰 越 金		16,273
	1 繰 越 金	16,273
歳 入	合 計	81,600

歳 出

款	項	金 額
1 市民太陽光発電所事業費		74,600 <small>千円</small>
	1 市民太陽光発電所事業費	17,491
	2 繰 出 金	57,109
2 予 備 費		7,000
	1 予 備 費	7,000
歳 出 合 計		81,600



## 平成29年度 北九州市上水道事業会計予算

### (総 則)

第1条 平成29年度北九州市の上水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

### (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

#### [水道事業]

(1) 給水戸数	502,827戸
(2) 総配水量	108,096千m <sup>3</sup>
(3) 一日平均配水量	296,153m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
イ 配水管整備改良事業	4,663,088千円
ロ 浄水場整備事業	1,524,265千円
ハ 送配水施設整備事業	1,096,895千円

#### [水道用水供給事業]

(1) 給水団体数	5 団体
(2) 総給水量	7,634千m <sup>3</sup>
(3) 一日平均給水量	20,915m <sup>3</sup>

## (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

## 〔水道事業〕

	<u>収</u> <u>入</u>	
第1款 水道事業収益		20,551,941千円
第1項 営業収益		18,032,381千円
第2項 営業外収益		2,513,873千円
第3項 特別利益		5,687千円
	<u>支</u> <u>出</u>	
第1款 水道事業費		19,303,475千円
第1項 営業費用		16,772,485千円
第2項 営業外費用		2,509,973千円
第3項 特別損失		21,017千円

## 〔水道用水供給事業〕

	<u>収</u> <u>入</u>	
第2款 用水供給事業収益		870,554千円
第1項 営業収益		766,153千円
第2項 営業外収益		99,963千円
第3項 特別利益		4,438千円
	<u>支</u> <u>出</u>	
第2款 用水供給事業費		860,341千円
第1項 営業費用		731,544千円
第2項 営業外費用		128,787千円
第3項 特別損失		10千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 7,936,171千円（水道事業 7,746,650千円、水道用水供給事業 189,521千円）は損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

〔水道事業〕

	<u>収</u>	<u>入</u>
第1款 水道事業資本的収入		5,709,593千円
第1項 企 業 債		3,823,000千円
第2項 国 県 補 助 金		1,030,000千円
第3項 出 資 金		100,000千円
第4項 工 事 負 担 金		743,844千円
第5項 固定資産売却代金		10千円
第6項 基 金 収 入		1,000千円
第7項 預 託 金 返 還 金		3,000千円
第8項 その他資本的収入		8,739千円
	<u>支</u>	<u>出</u>
第1款 水道事業資本的支出		13,456,243千円
第1項 施 設 費		10,140,606千円
第2項 企 業 債 償 還 金		3,237,562千円
第3項 投 資		1,000千円
第4項 預 託 金		3,000千円
第5項 国庫補助金返還金		74,075千円

## 〔水道用水供給事業〕

	収 入	
第2款 用水供給事業資本的収入		20,020千円
第1項 工 事 負 担 金		20,000千円
第2項 固定資産売却代金		10千円
第3項 その他資本的収入		10千円
	支 出	
第2款 用水供給事業資本的支出		209,541千円
第1項 施 設 費		45,741千円
第2項 企業債償還金		163,800千円

## (債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
公 用 車 一 経 費	自 平成30年度 至 平成38年度	12,000 <sup>千円</sup>
宗像地区水道施設維持管理等業務委託経費	平成30年度	800,000
浄水場整備事業	平成30年度	54,000
浄水場整備事業	自 平成30年度 至 平成32年度	1,756,000

配水管改良事業	平成30年度	349,000
導送水施設整備事業	平成30年度	428,000
送配水施設整備事業	自平成30年度 至平成31年度	323,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
送配水施設等整備事業	千円 3,823,000	証書借入 又は 証券発行 (他の地方 公共団体 との共同 発行を 含む。)	8.5 以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金及び地方公共団体 金融機構資金につい て、利率の見直しを行 った後においては、当 該見直し後の利率)	40年(据置期間を含む。)以内に元利均等そ の他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、 償還年限を短縮し、また低利債に借換するこ とができるものとし、借入先の融通条件がある ときは、これに従うことができる。

**(一時借入金)**

第7条 一時借入金の限度額は、2,200,000千円と定める。

**(他会計からの補助金)**

第8条 上水道事業の運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、30,360千円である。

**(たな卸資産購入限度額)**

第9条 たな卸資産の購入限度額は、2,400,000千円と定める。

平成29年2月22日提出

北九州市長 北 橋 健 治

## 平成29年度 北九州市工業用水道事業会計予算

**(総 則)**

第1条 平成29年度北九州市の工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

**(業務の予定量)**

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |             |                       |
|-------------|-----------------------|
| (1) 給水事業所数  | 70事業所                 |
| (2) 総給水量    | 41,827千m <sup>3</sup> |
| (3) 一日平均給水量 | 114,595m <sup>3</sup> |

**(収益的収入及び支出)**

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第1款 工業用水道事業収益		1,845,572千円
第1項 営 業 収 益		1,614,471千円
第2項 営 業 外 収 益		231,091千円
第3項 特 別 利 益		10千円
	支 出	
第1款 工業用水道事業費		1,594,991千円
第1項 営 業 費 用		1,477,803千円
第2項 営 業 外 費 用		117,178千円
第3項 特 別 損 失		10千円



**(企業債)**

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
工業用水道事業改築事業	千円 227,000	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、また低利債に借換することができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

**(一時借入金)**

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

**(他会計からの補助金)**

第8条 工業用水道事業の運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、3,108千円である。

**(たな卸資産購入限度額)**

第9条 たな卸資産の購入限度額は、100,000千円と定める。

平成29年2月22日提出

北九州市長 北 橋 健 治



## 平成29年度 北九州市交通事業会計予算

### (総 則)

第1条 平成29年度北九州市の交通事業会計の予算は、次に定めるところによる。

### (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

#### (1) 乗 合 車

イ 車 両 数	98台
ロ 年間走行キロメートル	4,004,000キロメートル
ハ 年間総輸送人員	5,828,000人
ニ 一日平均輸送人員	15,967人

#### (2) 貸 切 車

イ 車 両 数	16台
ロ 年間走行キロメートル	694,000キロメートル
ハ 年間総輸送人員	636,000人
ニ 一日平均輸送人員	1,742人

#### (3) 主要な建設改良事業

イ 旅客自動車購入事業	71,630千円
-------------	----------

**(収益的収入及び支出)**

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	<u>収</u> <u>入</u>	
第1款 自動車運送事業収益		2,053,619千円
第1項 営業収益		1,899,688千円
第2項 営業外収益		153,911千円
第3項 特別利益		20千円
	<u>支</u> <u>出</u>	
第1款 自動車運送事業費		2,027,155千円
第1項 営業費用		1,935,252千円
第2項 営業外費用		89,893千円
第3項 特別損失		10千円
第4項 予備費		2,000千円

**(資本的収入及び支出)**

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 67,422千円は損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

	<u>収</u> <u>入</u>	
第1款 自動車運送事業資本的収入		113,773千円
第1項 企業債		111,800千円
第2項 国庫補助金		10千円
第3項 県支出金		1,943千円
第4項 固定資産売却代金		10千円
第5項 その他資本的収入		10千円

支 出

第1款 自動車運送事業資本的支出	181,195千円
第1項 建設改良費	137,443千円
第2項 企業債償還金	41,752千円
第3項 予備費	2,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
I C カ ー ド シ ス テ ム 改 良 経 費	平成30年度	500,000 <sup>千円</sup>

**(企業債)**

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
旅客自動車購入事業	千円 111,800	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、また低利債に借換することができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

**(一時借入金)**

第7条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

**(他会計からの補助金)**

第8条 交通事業の運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、119,030千円である。

**(たな卸資産購入限度額)**

第9条 たな卸資産の購入限度額は、350,000千円と定める。

平成29年2月22日提出

北九州市長 北 橋 健 治

## 平成29年度 北九州市病院事業会計予算

### (総 則)

第1条 平成29年度北九州市の病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

### (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	898床
(2) 延 患 者 数	
イ 入 院	264,044人
ロ 外 来	376,166人
(3) 一 日 平 均 患 者 数	
イ 入 院	723人
ロ 外 来	1,542人
(4) 主要な建設改良事業	
イ 八幡病院移転改築事業	6,106,724千円
ロ 医療機械器具整備事業	1,049,429千円

**(収益的収入及び支出)**

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	<u>収</u> <u>入</u>	
第1款 病院事業収益		26,630,291千円
第1項 医業収益		25,178,371千円
第2項 医業外収益		1,451,880千円
第3項 特別利益		40千円
	<u>支</u> <u>出</u>	
第1款 病院事業費		27,585,104千円
第1項 医業費用		27,014,319千円
第2項 医業外費用		441,641千円
第3項 特別損失		129,144千円

**(資本的収入及び支出)**

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,136,889千円は損益勘定留保資金等で補てんするものとする。)

	<u>収</u> <u>入</u>	
第1款 病院事業資本的収入		8,577,867千円
第1項 企業債		7,239,400千円
第2項 出資金		1,093,257千円
第3項 固定資産売却代金		10千円
第4項 補助金		245,200千円

支 出

第1款 病院事業資本的支出	9,714,756千円
第1項 建設改良費	7,497,678千円
第2項 企業債償還金	2,017,078千円
第3項 長期借入金償還金	200,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
医事会計システム端末操作等作業業務委託経費	自 平成 30 年 度 至 平成 32 年 度	801,000 <sup>千円</sup>
清掃及び雑役業務委託経費	自 平成 30 年 度 至 平成 32 年 度	274,400
警備及び駐車場管理業務委託経費	自 平成 30 年 度 至 平成 32 年 度	124,500
電話交換業務委託経費	自 平成 30 年 度 至 平成 32 年 度	19,700
電気機械設備等運転管理業務委託経費	自 平成 30 年 度 至 平成 32 年 度	131,500
物品管理業務委託経費	自 平成 30 年 度 至 平成 32 年 度	108,900
医療機械器具整備事業	平成 30 年 度	500,000

**(企業債)**

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
医療機械器具整備事業	千円 1,049,300	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、また低利債に借換することができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。
北九州市立医療センター主要設備改修等事業	333,200			
八幡病院移転改築事業	5,850,300			
北九州市立門司病院主要設備改修等事業	6,600			

**(一時借入金)**

第7条 一時借入金の限度額は、8,000,000千円と定める。

**(他会計からの補助金)**

第8条 病院事業の運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、435,224千円である。

**(たな卸資産購入限度額)**

第9条 たな卸資産の購入限度額は、8,000,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

取得する資産

種 類	名 称	数 量
医 療 機 械 器 具	生体情報モニター	1 式
	HCU セントラルモニター	1 式
	手術用ナビゲーションシステム	1 式
	セントラルモニター	1 式

平成29年 2 月22日提出

北九州市長 北 橋 健 治



## 平成29年度 北九州市下水道事業会計予算

**(総 則)**

第1条 平成29年度北九州市の下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

**(業務の予定量)**

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間処理水量	150,322千m <sup>3</sup>	
(2) 水洗化助成戸数	40戸	
(3) 主要な建設改良事業		
イ 管 渠 布 設	7,447,471千円	小倉南区沼本町・沼南地区、八幡西区真名子地区、 若松区桜町・白山周辺地区、戸畑区天籟寺・沖台地区等
ロ ポンプ場整備	1,040,329千円	城野ポンプ場等

**(収益的収入及び支出)**

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入
第1款 下水道事業収益	28,283,597千円
第1項 営業収益	22,350,121千円
第2項 営業外収益	5,933,446千円
第3項 特別利益	30千円

支 出

第1款 下水道事業費	27,941,752千円
第1項 営業費用	24,685,405千円
第2項 営業外費用	3,236,327千円
第3項 特別損失	20,020千円

**(資本的収入及び支出)**

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 11,420,120千円は損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 下水道事業資本的収入	12,924,278千円
第1項 企業債	6,209,000千円
第2項 国庫補助金	4,172,760千円
第3項 負担金	578,726千円
第4項 寄附金	6,267千円
第5項 貸付金回収金	2,705千円
第6項 基金繰入金	1,954,800千円
第7項 その他資本的収入	20千円

支 出

第1款 下水道事業資本的支出	24,344,398千円
第1項 建設改良費	12,660,161千円
第2項 企業債償還金	9,583,437千円
第3項 投資	2,100,800千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
下 水 道 施 設 整 備 事 業	自 平 成 30 年 度 至 平 成 32 年 度	6,511,000 <sup>千円</sup>
公 用 車 り ー ス 経 費	自 平 成 30 年 度 至 平 成 34 年 度	5,700

(企 業 債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
下 水 道 建 設 事 業	6,209,000 <sup>千円</sup>	証書借入 又は 証券発行 (他の地方 公共団体 との共同 発行を含 む。)	8.5 以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金及び地方公共団体 金融機構資金につい て、利率の見直しを行 った後においては、当 該見直し後の利率)	40年(据置期間を含む。)以内に元利均等そ の他の方法により償還する。  ただし、財政の都合により繰上償還をなし、 償還年限を短縮し、また低利債に借換すること ができるものとし、借入先の融通条件がある ときは、これに従うことができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、8,000,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第8条 下水道事業の運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、6,756,001千円である。

平成29年2月22日提出

北九州市長 北 橋 健 治



リサイクル適性 **(A)**

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。